

宮津市公報

平成20年11月4日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務室発行

目次

規 則

- 22 宮津市景観計画の施行に関する条例の施行期日を定める規則 1
23 宮津市景観計画の施行に関する条例施行規則 1
24 屋外広告物の規制に関する基準等を定める規則の一部を改正する規則 4

告 示

- 116 平成20年度補正予算の要領 4
117 平成20年度補正予算の要領 5
118 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施 8
119 宮津市が景観行政団体になることについての告示 9
120 宮津市議会臨時会の招集 9
121 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定 9

公 告

- 40 宮津市営住宅の入居者の公募 10
41 市有土地・建物売払の一般競争入札 10
42 差押財産の公売等の公告 12
43 公示送達 14
44 宮津農業振興地域整備計画の軽微な変更 15
45 平成21年度宮津市職員採用候補者名簿登載試験第1次試験合格発表 15
46 不動産等の最高価申込者決定の公告 15

水 道 企 業

《告 示》

- 23 宮津市指定給水装置工事業者の指定 16

教 育 委 員 会

《告 示》

- 12 宮津市教育委員会定例会の招集 16
13 宮津市文化的景観検討委員会設置要綱 16

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

- 26 京都海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧 17

農 業 委 員 会

《告 示》

- 10 宮津市農業委員会総会の招集 17
11 宮津市農業委員会総会の招集 18

規 則

宮津市景観計画の施行に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成20年10月20日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第22号

宮津市景観計画の施行に関する条例の施行期日を定める規則

宮津市景観計画の施行に関する条例（平成20年条例第36号）の施行期日は、平成20年11月21日とする。

* * *

宮津市景観計画の施行に関する条例施行規則をここに公布する。

平成20年10月20日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第23号

宮津市景観計画の施行に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び宮津市景観計画の施行に関する条例（平成20年条例第36号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則で使用する用語は、法及び条例で使用する用語の例による。

（届出を要する行為）

第3条 条例第4条第1項の規則で定める行為は、別表第1の左欄に掲げる宮津市景観計画において定める区域に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる行為とする。

（行為の届出）

第4条 条例第4条第2項の規定による届出は、行為届によるものとする。

2 条例第4条第3項の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。ただし、行為の規模が大きい場合、第1号及び第3号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

(1) 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの

(2) 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真

(3) 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの

(4) 法第8条第3項第2号二の制限に対する措置の状況を記載した書類

3 前項の規定にかかわらず、市長は前項各号に掲げる図書の添付が必要ないと認めるときは、これを省略させることができる。

（変更の届出）

第5条 条例第4条第5項の規定による届出は、行為変更届によるものとする。

2 前項の届出については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

（準用）

第6条 第4条第1項及び前条第1項の規定は、法第16条第1項第1号から第3号までに掲げる行為に係る同項の届出について準用する。

（公表）

第7条 条例第5条第2項の規定による公表は、宮津市公報への登載その他市長が適当と認める方法により、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 法第16条第3項の規定による勧告を受けた者の住所及び氏名（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

(2) 勧告に従わない旨の事実

(3) 勧告の内容

(4) その他市長が必要と認める事項

（届出を要しないその他の行為）

第8条 条例第6条第1項第1号の規則で定める行為は、別表第2の左欄に掲げる宮津市景観計画において定める区域に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる行為とする。

2 条例第6条第1項第2号の規則で定める行為は、自然公園法（昭和32年法律第161号）第13条第3項第1号及び第12号の許可を要する行為とする。

（景観重要建造物又は景観重要樹木の標識の設置）

第9条 法第21条第2項の規定により設置する標識には、指定番号、指定の年月日及び景観重要建造物の名称を記載するものとする。

2 法第30条第2項の規定により設置する標識には、指定番号、指定の年月日及び景観重要樹木の樹種を記載するものとする。

（審議会の会長）

第10条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（審議会の会議）

第11条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の総数の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取）

第12条 審議会は、審議のため必要があるときは、関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第13条 審議会の庶務は、景観行政担当室において処理する。

（会長への委任）

第14条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

（その他）

第15条 この規則に定めるもののほか、行為届等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年11月21日から施行する。

別表第1（第3条関係）

宮津市景観計画において定める区域	届出を要する行為
1 自然景観保全ゾーン	(1) 条例第4条第1項第1号の行為のうち、当該行為に係る面積の合計が500平方メートル以上のもの (2) 条例第4条第1項第2号の木材の伐採のうち、その面積の合計が500平方メートル以上のもの (3) 条例第4条第1項第3号の行為のうち、当該行為に係る面積の合計が500平方メートル以上のもの (4) 条例第4条第1項第4号の水面の埋立てのうち、その面積の合計が500平方メートル以上のもの (5) 条例第4条第1項第5号の特定照明のうち、床面積の合計が10平方メートルを超える建築物又は別表第2の1の項(3)のアからコまでに掲げる工作物の外観について行うもの
2 俯瞰景観重点ゾーン	1の項(1)から(3)まで及び(5)の行為
3 幹線道路沿道ゾーン、眺望景観沿道ゾーン及び市街地ゾーン	(1) 条例第4条第1項1号の行為のうち、当該行為に係る面積の合計が3,000平方メートル以上のもの (2) 条例第4条第1項3号の行為のうち、当該行為に係る面積の合計が3,000平方メートル以上のもの (3) 条例第4条第1項5号の特定照明のうち、別表第2の2の項(1)のアからウまでに掲げる建築物又は同項(3)のアからコまでに掲げる工作物の外観について行うもの

別表第2（第8条関係）

宮津市景観計画において定める区域	届出を要しないその他の行為
<p>1 自然景観保全ゾーン及び俯瞰景観重点ゾーン</p>	<p>(1) 法第16条第1項第1号の行為のうち、建築物の新築、増築、改築又は移転（以下「新築等」という。）に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以内のもの</p> <p>(2) 法第16条第1項第1号の行為のうち、建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「外観変更」という。）に係る部分の見付面積の合計が10平方メートル以内のもの</p> <p>(3) 法第16条第1項第2号の行為のうち、工作物（次に掲げる工作物を除く。）の新設、増築、改築又は移転（以下「新設等」という。）</p> <p>ア 高さが6メートルを超える煙突</p> <p>イ 高さが15メートルを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの</p> <p>ウ 高さが8メートルを超える高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの</p> <p>エ 高さが6メートルを超える昇降機、ウォーターシュートその他これらに類するもの</p> <p>オ 高さが6メートルを超えるコンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設</p> <p>カ 築造面積が15平方メートルを超える自動車車庫の用途に供する施設</p> <p>キ 高さが8メートルを超える石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料その他これらに類する物資の貯蔵施設</p> <p>ク 高さが6メートルを超える污水处理施設、汚物処理施設、ゴミ処理施設その他これらに類する処理施設</p> <p>ケ 高さが4メートルを超える装飾塔、記念塔その他これらに類するもの</p> <p>コ リフト、ケーブルカーその他これらに類するもの</p> <p>(4) 法第16条第1項第2号の行為のうち、工作物（(3)のアからコまでに掲げる工作物を除く。）の外観変更及び(3)のアからコまでに掲げる工作物の外観変更に係る部分の見付面積の合計が10平方メートル以内のもの</p> <p>(5) 法第16条第1項第3号の行為（以下「開発行為」という。）に係る面積の合計が500平方メートル未満のもの</p>
<p>2 幹線道路沿道ゾーン、眺望景観沿道ゾーン及び市街地ゾーン</p>	<p>(1) 法第16条第1項第1号の行為のうち、建築物（次に掲げる建築物を除く。）の新築等</p> <p>ア 地階を除く階数が4以上の建築物</p> <p>イ 高さが12メートルを超える建築物</p> <p>ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超える建築物</p> <p>(2) 法第16条第1項第1号の行為のうち、建築物（(1)のアからウまでに掲げる建築物を除く。）の外観変更及び(1)のアからウまでに掲げる建築物の外観変更に係る部分の見付面積の合計が10平方メートル以内のもの</p> <p>(3) 法第16条第1項第2号の行為のうち、工作物（次に掲げる工作物を除く。）の新設等</p> <p>ア 高さが12メートルを超える煙突</p> <p>イ 高さが15メートルを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの</p> <p>ウ 高さが12メートルを超える高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの</p> <p>エ 高さが12メートルを超える昇降機、ウォーターシュートその他これらに類するもの</p> <p>オ 高さが12メートルを超えるコンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設</p> <p>カ 高さが12メートルを超える自動車車庫の用途に供する施設</p> <p>キ 高さが12メートルを超える石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料そ</p>

- その他これらに類する物資の貯蔵施設
 ク 高さが12メートルを超える污水处理施設、汚物処理施設、ゴミ処理施設その他これらに類する処理施設
 ケ 高さが12メートルを超える装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
 コ リフト、ケーブルカーその他これらに類するもの
 (4) 法第16条第1項第2号の行為のうち、工作物(3)のアからコまでに掲げる工作物を除く。)の外観変更及び(3)のアからコまでに掲げる工作物の外観変更に係る部分の見付面積の合計が10平方メートル以内のもの
 (5) 開発行為に係る面積の合計が3,000平方メートル未満のもの

* * *

屋外広告物の規制に関する基準等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年10月20日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第24号

屋外広告物の規制に関する基準等を定める規則の一部を改正する規則

屋外広告物の規制に関する基準等を定める規則(平成12年規則第22号)の一部を次のように改正する。

別表第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項の規定により京都府が定めた天橋立周辺地域景観計画のうち宮津市の区域に係る部分(以下「宮津市景観計画」という。)における俯瞰景観重点ゾーンにおいて設置するものについては、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業所に表示する広告物又は掲出物件(以下「自己用広告物」という。)に限る。

別表第2項第2号に次のただし書を加える。

ただし、宮津市景観計画における俯瞰景観重点ゾーンにおいて設置するものについては、自己用広告物に限る。

別表第3項第1号に次のただし書を加える。

ただし、宮津市景観計画における俯瞰景観重点ゾーンにおいて設置するものについては、自己用広告物に限る。

別表第3項第2号に次のただし書を加える。

ただし、宮津市景観計画における俯瞰景観重点ゾーンにおいて設置するものについては、自己用広告物に限る。

附 則

この規則は、平成20年11月21日から施行する。

告 示

宮津市告示第116号

平成20年8月8日に専決処分を行った平成20年度補正予算の要領は、次のとおりである。

平成20年10月3日

宮津市長 井上正嗣

平成20年度宮津市一般会計補正予算(第2号)

1 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計
18 繰入金	148,925	12,950	161,875
1 基金繰入金	148,300	12,950	161,250
歳入合計	10,051,262	12,950	10,064,212

歳 出

(単位:千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計
7 商工費	202,606	0	202,606

2 観光費	146,141	0	146,141
12 予備費	12,008	50	11,958
1 予備費	12,008	50	11,958
13 災害復旧費	0	13,000	13,000
1 農林水産施設災害復旧費	0	4,000	4,000
2 公共土木施設災害復旧費	0	9,000	9,000
歳出合計	10,051,262	12,950	10,064,212

* * *

宮津市告示第117号

平成20年9月宮津市議会定例会において議決された平成20年度補正予算の要領は、次のとおりである。

平成20年10月3日

宮津市長 井上正嗣

平成20年度宮津市一般会計補正予算（第3号）

1 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款 項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	3,170,000	30,716	3,200,716
1 地方交付税	3,170,000	30,716	3,200,716
12 分担金及び負担金	130,753	3,805	134,558
1 分担金	21,816	3,400	25,216
2 負担金	108,937	405	109,342
14 国庫支出金	688,899	34,768	723,667
1 国庫負担金	538,266	30,702	568,968
2 国庫補助金	144,586	4,066	148,652
15 府支出金	640,025	24,391	664,416
1 府負担金	257,812	775	258,587
2 府補助金	322,155	22,360	344,515
3 委託金	60,058	1,256	61,314
17 寄附金	10,030	15,779	25,809
1 寄附金	10,030	15,779	25,809
18 繰入金	161,875	20,337	182,212
1 基金繰入金	161,250	20,337	181,587
20 諸収入	812,630	316,478	1,129,108
4 受託事業収入	10,000	307,938	317,938
5 雑入	273,168	8,540	281,708
21 市債	582,673	27,300	609,973
1 市債	582,673	27,300	609,973
歳入合計	10,064,212	473,574	10,537,786

歳出

（単位：千円）

款 項	補正前の額	補正額	計
2 総務費	1,619,024	45,904	1,664,928
1 総務管理費	1,411,750	39,933	1,451,683
2 徴税費	102,135	5,971	108,106
3 民生費	2,492,508	2,033	2,490,475
1 社会福祉費	1,463,344	3,368	1,459,976
2 児童福祉費	740,567	1,335	741,902
4 衛生費	1,006,722	967	1,007,689
1 保健衛生費	208,694	967	209,661
6 農林水産業費	362,192	12,367	374,559
1 農業費	190,535	4,847	195,382

2 林業費	41,834	4,350	46,184
3 水産業費	129,823	3,170	132,993
7 商工費	202,606	5,312	207,918
1 商工費	56,465	402	56,867
2 観光費	146,141	4,910	151,051
8 土木費	1,121,016	301,998	1,423,014
2 道路橋りょう費	352,484	179,293	531,777
3 河川費	44,388	118,418	162,806
4 都市計画費	622,494	4,287	626,781
9 消防費	513,849	12,153	526,002
1 消防費	513,849	12,153	526,002
10 教育費	730,462	21,316	751,778
1 教育総務費	138,065	6,302	144,367
2 小学校費	252,432	13,827	266,259
3 中学校費	88,559	1,187	89,746
13 災害復旧費	13,000	75,590	88,590
1 農林水産施設災害復旧費	4,000	28,400	32,400
2 公共土木施設災害復旧費	9,000	47,190	56,190
歳出合計	10,064,212	473,574	10,537,786

2 地方債補正

1 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農林水産施設 災害復旧事業	11,200 ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は 証券発行・ ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
公共土木施設 災害復旧事業	16,100 (ただし書同上)	同上	同上	同上

平成20年度宮津市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

1 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
10 繰越金	30,000	34,340	64,340
1 繰越金	30,000	34,340	64,340
歳入合計	2,335,245	34,340	2,369,585

歳出

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
1 総務費	43,471	575	42,896
1 総務管理費	41,657	575	41,082
3 後期高齢者支援金等	266,271	13,897	280,168
1 後期高齢者支援金等	266,271	13,897	280,168
4 前期高齢者納付金等	272	154	426

1 前期高齢者納付金等	272	154	426
5 老人保健拠出金	47,692	4,792	52,484
1 老人保健拠出金	47,692	4,792	52,484
8 保健事業費	49,048	1,040	50,088
1 特定健康診査等事業費	25,753	1,040	26,793
10 諸支出金	1,603	6,701	8,304
1 償還金及び還付加算金	1,602	6,701	8,303
11 予備費	4,812	8,331	13,143
1 予備費	4,812	8,331	13,143
歳出合計	2,335,245	34,340	2,369,585

平成20年度宮津市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

1 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款 項	補正前の額	補正額	計
1 保険料	334,684	4,012	338,696
1 介護保険料	334,684	4,012	338,696
3 国庫支出金	501,551	46	501,597
2 国庫補助金	164,712	46	164,758
5 府支出金	299,036	3,086	302,122
1 府負担金	290,841	3,064	293,905
2 府補助金	8,195	22	8,217
6 繰入金	314,065	9,802	304,263
1 一般会計繰入金	314,065	9,802	304,263
歳入合計	2,071,639	2,658	2,068,981

歳出

（単位：千円）

款 項	補正前の額	補正額	計
1 総務費	64,481	9,825	54,656
1 総務管理費	42,271	9,825	32,446
4 地域支援事業費	44,863	111	44,974
2 包括的支援事業・任意事業	33,365	111	33,476
6 諸支出金	252	19,668	19,920
2 償還金及び還付加算金	251	19,668	19,919
7 予備費	13,329	12,612	717
1 予備費	13,329	12,612	717
歳出合計	2,071,639	2,658	2,068,981

平成20年度宮津市吉津財産区特別会計補正予算（第1号）

1 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款 項	補正前の額	補正額	計
1 府支出金	86	66	152
1 府補助金	86	66	152
3 繰越金	800	788	1,588
1 繰越金	800	788	1,588
歳入合計	1,509	854	2,363

歳出

（単位：千円）

款 項	補正前の額	補正額	計
2 造林事業費	546	420	966
1 造林事業費	546	420	966

3 予備費	261	434	695
1 予備費	261	434	695
歳出合計	1,509	854	2,363

平成20年度宮津市養老財産区特別会計補正予算(第1号)

1 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金	500	172	672
1 繰越金	500	172	672
4 府支出金	0	663	663
1 府補助金	0	663	663
5 繰入金	0	824	824
1 基金繰入金	0	824	824
歳入合計	832	1,659	2,491

歳出

(単位:千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
3 造林事業費	0	1,659	1,659
1 造林事業費	0	1,659	1,659
歳出合計	832	1,659	2,491

平成20年度宮津市水道事業会計補正予算(第1号)

1 収益的支出の補正

支出

(単位:千円)

款 項	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業費用	340,696	1,933	342,629
1 営業費用	277,333	1,933	279,266

2 資本的収入及び支出の補正

収入

(単位:千円)

款 項	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的収入	231,742	58,939	290,681
3 その他資本的収入	101,515	58,939	160,454

支出

(単位:千円)

款 項	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出	331,667	57,081	388,748
1 建設改良費	262,366	57,081	319,447

* * *

宮津市告示第118号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成20年10月16日

宮津市長 井上正嗣

1 予防接種の種類 インフルエンザ

2 予防接種の対象者の範囲

(1) 接種日において65歳以上の者

(2) 接種日において60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの

- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっている者
 - (3) 予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーショックを呈したことが明らかな者
 - (4) インフルエンザの予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
 - (5) 医師が予防接種を行うことが不適当な状態にあると判断した者
- 4 接種回数 1回
- 5 自己負担金 1,000円
ただし、生活保護世帯に属する者は免除することができる。
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	接種医師の氏名	予防接種を行う場所
石井靖隆	日置診療所	山根行雄	山根医院
	府中診療所	渡辺太郎	栗田診療所
今出陽一朗	今出クリニック	伊藤邦彦	伊藤内科医院
宇野雅史	宇野医院	岩破淳郎	いわさく診療所
岡所明良	岡所・泌尿器科医院	岩破康二	岩破医院
辻俊三	宮津武田病院	大森 斎	大森内科診療所
中川長雄	中川医院	衣川 磐	衣川整形外科医院
中川嘉洋	中川内科小児科クリニック	木村 進	木村内科クリニック
今井敏雄 浪江和生	浪江医院	須川典亮	須川医院
		徳山石夫	徳山医院
西原寛	西原医院	鳥居剛	鳥居クリニック
林信昌	養老診療所	日置潤也	日置医院
宮地高弘 宮地道弘	宮地外科医院	山添一郎	やまぞえこどもクリニック
		今中俊爾	伊根診療所

- 7 予防接種を行う期間 平成20年10月20日から平成20年12月19日まで

* * *

宮津市告示第119号

景観法（平成16年法律第110号）第7条第1項ただし書の規定により、平成20年11月21日をもって、景観行政団体となるので、同条第7項の規定により告示する。

平成20年10月20日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第120号

平成20年第5回宮津市議会臨時会を次のとおり招集する。

平成20年10月21日

宮津市長 井上正嗣

- 1 期日 平成20年10月28日
- 2 場所 宮津市議会議事堂
- 3 付議事件
 - (1) 土地改良事業の施行について

* * *

宮津市告示第121号

宮津市下水道排水設備指定工事業者を指定したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第16条の規定により告示する。

平成20年10月30日

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮下水道指定第105号

- (1) 名称 株式会社 杉建
- (2) 所在地 与謝野町字石川537番地の3
- (3) 代表者 代表取締役 杉本孝史
- (4) 指定期間 平成20年10月30日～平成24年12月31日

公 告

宮津市公告第40号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅の入居者を公募します。

平成20年10月2日

宮津市長 井上正嗣

1 公募する住宅

団地名	所在地	家賃（円）	戸数	規格
東波路	宮津市字波路	22,200～48,700	1	3DK
烏が尾	宮津市字喜多	9,500～20,900	1	2DK
		11,600～25,600	1	3K

2 入居者の資格

入居者の資格は、次に掲げる条件を具備する方ではない。

- (1) 原則として、現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (2) 条例で定められた収入の金額を超えない方であること。
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (4) 現に市町村税を滞納していない方であること。

3 申込方法

宮津市建設室建築住宅係（本館南棟3階）又は市民室市民窓口係受付（本館1階）に備付けの「市営住宅入居者募集案内書」に添付の「市営住宅等入居申込書」により申し込んでください。

4 申込みの期間及び場所

- (1) 期 間 平成20年10月6日(月)から平成20年10月17日(金)まで
- (2) 場 所 宮津市建設室建築住宅係

5 選考方法の概略

入居の申込みをした方の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、宮津市営住宅等設置及び管理条例第8条第1項各号のいずれかに該当する方のうちから行き、住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合の高い方から入居者を決定します。ただし、住宅困窮順位の定め難い方については、公開抽せんにより決定します。

6 入居時期 平成20年11月中旬（予定）

* * *

宮津市公告第41号

市有土地・建物売払について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により公告する。

平成20年10月14日

宮津市長 井上正嗣

1 入札に付する事項

(1) 売払物件

物件番号	財産名称	所在地	種類	面積(公簿面積)	予定価格 (最低売却価格)
1	つつじが丘団地 モデルハウス	宮津市字獅子崎小字つつじが丘1074番地	宅地	199.41m ²	25,000,000円
			建物	延べ床 170.64m ²	

(2) 売払に関する条件

ア 売払物件は現状有姿で、登記簿の面積によるものとし、実測面積と違いが生じても、売買代金の精算は行わない。

入札後において、数量の増減又はかしの発見による売買代金の変更、損害賠償の請求又は契約の解除の申出はできない。

イ 宮津市つつじが丘団地建築協定を遵守すること。

ウ 契約締結後、6か月以内に当該売払物件の所在地に住民票を移す見込みがあること。

エ 物件に係る法的規制、現況その他必要な事項は、各自で調査すること。

2 入札の参加申込み

入札に参加しようとする者（以下「入札希望者」という。）は、次により参加申込みをする。

(1) 仮申込み

入札希望者は、あらかじめヤフー株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により平成20年10月28日（火）から平成20年11月20日（木）の間に参加の仮申込みの手続を行うこと。

(2) 本申込み

(1) による参加の仮申込み手続完了後、次により参加を申し込むこと。なお、申込みにあたっては入札保証金を納付しなければならない。

ア 申込期間

入札参加の仮申込み手続完了後、平成20年11月20日（木）までの毎日午前9時から午後5時まで

イ 申込場所

宮津市字獅子崎小字つつじが丘1074番地
みやづつつじが丘団地 モデルハウス

ウ 提出書類

入札参加申込書

誓約書

住民票の写し（法人の場合は、商業登記簿謄本）

印鑑証明書

郵送により申し込む場合は、配達証明とすること。（平成20年11月20日（木）までの消印があるものを有効とする。）なお、申込書の記載不備や提出書類が具備されていないものについては、受け付けない。

3 売払物件の現地説明

物件所在地において、次の期間に行う。

平成20年10月28日（火）から平成20年11月20日（木）まで、毎日午前9時から午後4時まで

4 入札期間、開札日時及び場所

(1) 入札期間 平成20年12月3日（水）午後1時から平成20年12月10日（水）午後1時まで

(2) 開札日時 平成20年12月10日（水）午後1時

(3) 場 所 入札、開札ともに公有財産売却システムによる。

5 入札の方法

(1) 入札は、平成20年10月28日（火）から平成20年11月20日（木）の間に入札の参加申込み及び入札保証金の納付を完了し、入札参加資格が確認できた者（以下「入札者」という。）のみによって行う。

(2) 入札者は、入札期間中に公有財産売却システムにより入札価格を登録する。なお、この登録は、1回に限り行うことができる。

(3) 持参及び郵送による入札書の提出は、認めない。

6 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、1,250,000円とする。

(2) 入札希望者は、宮津市が発行する納付書により入札保証金を納付しなければならない。

(3) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後返還する。

(4) 落札者の納付した入札保証金は、落札者が本契約を締結しない場合を除き、契約締結後返還する。ただし、本人の申出により契約保証金に充当することができる。

(5) 入札保証金には、利子は付与しない。

7 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び資格の確認について虚偽の申請を行った者の入札は、無効とする。

8 入札に参加する者に必要な資格

次の各号のいずれにも該当すること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する宮津市の職員でない者

(3) 宮津市が定めるガイドライン及び市有等土地・建物売払入札要綱並びにヤフー株式会社が定めるオークションに関連する規約及び各種ガイドラインの内容を承諾し、及び遵守することができる

る者であること。

(4) 2により、あらかじめ一般競争入札への参加の申込みをした者であること。

9 落札者の決定

予定価格以上で、最高の価格で入札をした者を落札者とする。ただし、最高価格の入札者が複数ある場合は、くじで落札者を決定する。

10 契約の締結

(1) 落札者は、平成20年12月30日(火)までに契約を締結すること。

(2) 落札者は、契約保証金として1,250,000円を本契約の締結と同時に宮津市に納付すること。

(3) 売買代金は、平成21年1月30日(金)までに宮津市へ納付すること。

(4) 落札者の納付した契約保証金は、売買代金の完納時に返還する。ただし、本人の申出により、売買代金の一部に充当することができる。

(5) 契約不履行を理由に宮津市が契約を解除した場合は、契約保証金は宮津市に帰属し、返還しない。

(6) 契約保証金には、利子は付与しない。

11 権利義務譲渡の禁止

落札及び契約上の権利義務は、第三者に譲渡できない。ただし、落札者を含む共有名義での契約は、可能なものとする。

12 その他

入札及び契約に関して必要な事項は、地方自治法、同法施行令、宮津市財務規則及び市有等土地・建物売払入札要綱に定めるところによる。

13 入札に関する問い合わせ先・郵送先

〒626-0065 宮津市字獅子崎小字つつしが丘1074番地

みやづつつしが丘団地 モデルハウス

電話 0772-22-4700

〒626-8501 宮津市字柳縄手345番地の1

宮津市建設室建築住宅係

電話 0772-22-2121

* * *

宮津市公告第42号

公売公告兼見積価額の公告

差押財産を公売するにあたり、国税徴収法(昭和34年法律第147号)第95条の規定の例により次の事項を公告するとともに、同法第99条の規定の例により見積価額を公告します。

平成20年10月24日

宮津市長 井上正嗣

公売財産	別紙2のとおり	
公売保証金	別紙2のとおり	
公売方法	入札	
公売日時	入札	平成20年11月5日(水)午後2時20分から午後2時30分まで
	開札	平成20年11月5日(水)午後2時30分
公売場所	宮津市役所 第4会議室	
売却決定	日	平成20年11月12日(水)午後2時
	場	宮津市市民室収納係
	買受代金納付期限	平成20年11月12日(水)午後2時30分
見積価額	別紙2のとおり	
買受人の資格及び要件	国税徴収法第92条及び第108条該当者を除く。	
その他の公売条件	別紙1のとおり	

配当を受ける者の権利の申出について

この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を市民室収納係に申し出てください。なお、債権現在額申立書の用紙は、市民室収納係に用意してあります。

別紙1

その他公売条件	
公売保証金	<ol style="list-style-type: none"> 1 公売開始前に納付してください。 2 売却を決定したときは、買受代金に充当します。
入札	入札書についての制限 <ol style="list-style-type: none"> 1 一度提出した入札書は、引換え、変更又は取消しをすることはできません。 2 所定の入札書に金額及び住(居)所を記入し、署名(記名)のうえ提出すること。 3 代理人をもって入札する場合は、必ず本人の委任状を提出すること。 4 郵便又は電信(ファックス、インターネット等)による入札は、認めません。
	開札の方法 <p>入札書は、入札者の前で開札します。ただし、入札者又はその代理人が開札の場に出席しないときは、本市の職員の立会いにより開札します。</p>
	最高価申込者の決定 <ol style="list-style-type: none"> 1 入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価額であること。 2 公売保証金の納付があったこと。 3 最高価額の入札者が2名以上あるときは、同価の入札者間で追加入札を行い決定し、追加入札がなお同価のときは、くじをもって決定する。
	追加入札と抽選の取扱い <ol style="list-style-type: none"> 1 追加入札をすべき者が棄権した場合又は当初の入札価額に満たない金額を記載した場合(白紙の場合を含む。)は、当初の価額により入札があったものとみなします。 2 くじを引くべき者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、公売事務に関係のない職員をしてくじを引かせます。
	次順位買受申込者の決定 <ol style="list-style-type: none"> 1 最高価申込者の入札価額に次ぐ価額(見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の金額を控除した金額以上である場合に限り)で入札した者から次順位による買受けの申込みがあった場合に、その入札者を次順位買受申込者として決定します。 2 次順位による買受申込者が2名以上あるときは、くじで次順位買受申込者を決定します。 3 次順位買受申込者の決定を受けた入札者は、最高価申込者が買受けの申込みを取り消した場合、最高価申込者に対する売却決定が取り消された場合等に関り、公売財産を買い取ることができます。
再度入札	<p>入札に際し見積価額に達した申込者がいない場合には、直ちに再度入札を行います。</p>
権利移転の時期	<p>売却決定後、買受代金完納の時とします。</p>
権利移転の登録免許税額の負担	<p>権利の移転に登記を必要とするので、買受人は、買受代金納付の際、登録免許税額に相当する印紙又は領収書を提出してください。</p>
売却決定の取消	<p>買受人が売却決定後買受代金を納付する時までに、納税者が滞納金額を完納したとき又は買受代金納付後でも、公売処分を取り消すべき理由があるときは、売却決定を取り消します。</p>

(注意) 次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金納付期限が異なることがあります。

別紙2

売却区分番号	宮 2	見積価額	1,200,000円
		公売保証金	120,000円
公売財産の表示	財産の表示（登記簿の表示による）		
	一棟の建物の表示 所 在 宮津市字日置小字チハラ4162番地2 建物の名称 マリントピア天橋立		
	専有部分の建物の表示 家屋番号 字日置4162番2の39 建物の名称 606 種 類 居宅 構 造 鉄筋コンクリート造 1階建 床面積 7階部分 59.65㎡		
	敷地権の目的たる土地の表示 土地の符号 1 所在及び地番 宮津市字日置小字チハラ4162番2 地 目 宅地 地 積 713.35㎡		
公売財産の概要	敷地権の表示		
	土地の符号 1 敷地権の種類 所有権 敷地権の割合 235,980分の6,330		
	公売財産は、北近畿タンゴ鉄道宮津線「天橋立駅」の北東へ直線で13km、天橋立駅前より丹海バス「小松浜」停留所までバスで約30分、停留所から歩いて約5分の山手に位置する。 また、京都縦貫自動車道「宮津天橋立IC」より車で実走約20km。 付近は、別荘、保養所、リゾートマンション等が建ち並ぶ海浜型リゾート地域であり、南方は宮津湾、北方はゴルフ場と山地が広がっている。 公売財産は、7階建てリゾートマンション（総戸数40戸）の7階の1室である。 平成元年3月14日の建築である。 マリントピア天橋立リゾート内の屋内プール、テニスコート、温泉等が利用できる。 南側は幅員9.5m、東側は幅員7mの舗装市道に隣接し、それぞれ等高している。 また、田畑を挟んで北側の丘陵地には、ゴルフ場「宮津カントリークラブ」がある。		
	都市計画区域（非線引）第一種住居地域（建ぺい率：60%、容積率：200%） 水道／市営水道 排水／集中合併浄化槽 ガス／LPガス集中方式 室内には現所有者の動産は無く、状態は良好（壁のクロス張り替え、畳の表替え程度の補修は必要、設備機器の動作確認は行っていない。）		
法的規制 利用状況等	買受人は、現所有者が滞納する管理費（月額22,800円）及び修繕積立金（月額2,280円）の滞納額（平成20年10月末現在の滞納額は2,056,560円である。）を承継する（水道料、自治会費は除く。）。		
その他 公売条件			

問い合わせ先：京都府総務部税務課共同徴収対策室 075-414-4807

宮津市役所市民室収納係 0772-22-2121（代）

* * *

宮津市公告第43号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成20年10月24日

宮津市長 井上正嗣

（以下掲示済）

* * *

宮津市公告第44号

宮津農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第9条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条第1項の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供します。

平成20年10月31日

宮津市長 井上正嗣

- 1 縦覧期間
平成20年10月31日以後、常時備え置くこととします。
- 2 縦覧の場所
宮津市産業振興室（別館3階）

* * *

宮津市公告第45号

平成21年度宮津市職員採用候補者名簿登載試験第1次試験に合格した者の受験番号及び第2次試験の実施要領は、次のとおりである。

平成20年11月4日

宮津市長 井上正嗣

第1次試験に合格した者の受験番号

A 1 0 1 7	A 1 0 1 8	A 1 0 2 7	A 1 0 2 8
A 1 0 3 1	A 1 0 3 3	A 1 0 3 4	B 2 0 0 7
B 2 0 0 8	D 4 0 0 1	D 4 0 0 3	D 4 0 0 4

第2次試験の実施要領

- 1 個別面接
 - (1) 日時 平成20年11月17日（月）午前9時～
 - (2) 場所 宮津市字柳縄手345番地の1
宮津市役所
- 2 身体検査
健康診断書により行います。

* * *

宮津市公告第46号

不動産等の最高価申込者決定の公告

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第104条の規定により、平成20年宮津市公告第39号の公売に係る公売財産の最高価申込者を下記のとおり決定したので、同法第106条の規定により公告します。

平成20年11月4日

宮津市長 井上正嗣

売却区分番号	公 売 財 産		最高価申込価額	最高価申込者の氏名又は名称
	名称・性質・所在・その他	数量		
宮 - 1	財産の表示（登記簿の表示による）		5,800,000円	（記載略）
	一棟の建物の表示			
	所 在 宮津市字由良小字浜頭2282番地1			
	建物の名称 セバーグ由良			
	専有部分の建物の表示			
	家屋番号 字由良2282番1の1104			
	建物の番号 1104			
	種 類 居 宅			
	構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造 1階建			
	床 面 積 11階部分 148.35㎡			
敷地権の目的たる土地の表示				
土地の符号 1				
所在及び地番 宮津市字由良小字浜頭2282番1				

地目	宅地		
地積	2,722.67㎡		
敷地権の表示			
土地の符号	1		
敷地権の種類	所有権		
敷地権の割合	851,775分の15,460		
最高価申込者の決定年月日		平成20年10月29日(水)	
売却決定	日時	平成20年11月5日(水) 午後2時	
	場所	宮津市市民室収納係	

水道企業

《告 示》

宮津市水道告示第23号

宮津市指定給水装置工事事業者を指定したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程(平成10年水管規程第2号)第10条の規定により告示する。

平成20年10月30日

宮津市水道事業
宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮水道指定第S08103号

- (1) 名称 株式会社 杉建
(2) 所在地 与謝野町字石川537番地の3
(3) 代表者 代表取締役 杉本孝史

教育委員会

《告 示》

宮津市教育委員会告示第12号

平成20年第10回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成20年10月14日

宮津市教育委員会
委員長 上羽堅一

- 1 日時 平成20年10月29日(水) 午後1時15分
2 場所 宮津市役所 第6会議室

* * *

宮津市教育委員会告示第13号

宮津市文化的景観検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成20年10月29日

宮津市教育委員会
委員長 上羽堅一

宮津市文化的景観検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 宮津市の区域内における景観について、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第134条第1項に規定する重要文化的景観(以下「重要文化的景観」という。)の選定に向けて調査及び検討を行うため、宮津市文化的景観検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 法第2条第5号に規定する文化的景観(以下「文化的景観」という。)の選定に関すること。
(2) 重要文化的景観の選定に係る文化的景観の保存計画の策定に関すること。

(3) その他文化的景観について委員会が必要と認める事項
(組織)

第3条 委員会は、委員12名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 宮津市文化財保護審議会委員
- (3) 宮津市都市計画審議会委員
- (4) その他教育長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委員会の審議を終了するまでの期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局総括室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

選挙管理委員会

〈告示〉

宮津市選挙管理委員会告示第26号

平成20年9月1日現在で調製した京都海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を、次のとおり縦覧に供する。

平成20年10月17日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾 美智子

- 1 縦覧の期間 平成20年10月20日から11月3日まで
- 2 縦覧の場所 宮津市字柳縄手345番地の1
(宮津市役所内)
宮津市選挙管理委員会事務局

農業委員会

〈告示〉

宮津市農業委員会告示第10号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成20年10月3日

宮津市農業委員会
会長 森川 耕一郎

- 1 日 時 平成20年10月14日(火) 午前9時30分

2 場 所 宮津市役所 第5会議室

3 議 題

議第26号 非農地証明について

* * *

宮津市農業委員会告示第11号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成20年11月4日

宮津市農業委員会

会長 森 川 耕一郎

1 日 時 平成20年11月11日(火) 午後1時30分

2 場 所 宮津市役所 第5会議室

3 議 題

議第27号 農地法第5条の許可申請に係る意見について

議第28号 平成21年度宮津市農業関係予算と施策に関する要望について